

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名：(一社)鳥取県バスケットボール協会]

[記載日：2021年10月22日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。	A
一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づき作成した定款を遵守している。 役員等については、団体に適用される法令等を遵守するため、法令集を整備するなどして、さらに理解を促す必要がある。	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。	
該当しない	
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。	A
中央競技団体及び県協会の定款・各種規程をホームページに掲載し、周知・理解を促している。さらに改定時には、電磁的方法により代議員を通じて配信することで周知・理解を促している。 県協会ホームページから問い合わせを可能としており、可能な限り個別の問題・課題への対応を実施している。 今後は、さらに各専門委員会の規程を策定し、専門委員会等の事業運営について明確かつ適切に行うことができるようにすることが必要である。	
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。	A
昨年度の役員改選において、適切な団体運営及び事業運営を確保するため理事を増員した。しかしながら、役員の多様性等を考慮すると外部理事・女性理事の登用が少なく、今後の課題となっている。 次年度役員改選に向けて、今後、役員選考委員会（委員会未設立および規定未整備）に役員の多様性、理事の実効性、役員等の新陳代謝を図る仕組みを取り入れ、役員	

候補者の人選作業・選出を進める必要がある。	
原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	B
当年度の事業計画については、策定し、公開しているが、基本方針および中長期計画の策定ができてなく今後検討する。	
原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
役員等への研修会等を実施できていないが、役員は、兼業のため(専従1名を除く)、各職場での研修会等に参加している。 各職場と県協会での立場や業務は異なるので、今後は、県協会として研修会を企画し、立場にあった内容の研修が受講できるようにする。	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	B
指導者へのリフレッシュ講習会でインテグリティに関する研修は行っているが、その他の研修は実施できていない。 競技者に関する研修会等は、県協会として実施できてなく今後検討する。	
原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	A
現在は、常勤職員(事務局長)を配置し、全会計を担当・統括している。会計ソフトを導入しており、公認会計士(監事)による会計監査を行っており、財務・経理の処理は、適切に行われている。 今後は、会計担当者を増員し、担当者を複数にすることにより、担当者によるチェック体制もを充実されることが必要である。	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	A
県スポーツ協会や中央競技団体からの補助金の会計処理は、適切な申請と報告を行っている。	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	A
現在の会計組織体制は、県協会会計担当者と各事業の会計担当者としている。事業実施時には、仮払金として事業会計担当者へ支出し、事業実施後に精算する方式として、県協会会計担当者が統括している。事業費の仮払や精算が遅くなることがあ	

<p>るため、連絡体制や精算方法について再度検討する必要がある。</p>	
<p>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	<p>A</p>
<p>協会定款・各種規程等は、協会ホームページに掲載し情報開示している。中央競技団体等のホームページとリンクし、各種情報を取得しやすいようにしている。財務情報等は、県協会代議員会・理事会等の承認にて、法令に基づく開示（HP）を行っている。また、関係書類は県協会オフィスに保管し、一般の閲覧に対応している。</p>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	<p>B</p>
<p>組織運営に関する情報は、随時県協会ホームページで公開している。競技会情報や各種事業情報は県協会ホームページに掲載しているが、別のホームページに掲載されている情報もあり、統一する必要がある。</p>	
<p>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード〈NF 向け〉の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード〈NF 向け〉の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
<p>特になし</p>	
<p>(現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)</p>	